

登録番号	
------	--

多治見市物品購入・業務委託等
競争入札参加資格審査申請変更届

令和 年 月 日

多治見市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

先に提出した多治見市物品購入・業務委託等競争入札参加資格審査申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて提出します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

●連絡先(この申請書について内容の分かる方の連絡先をご記入ください。)

部署名	フリガナ	電話番号
	担当者名	

データ確認	データ入力	審査	・ 工事・コンサルあり ・ 物品のみ

※ 多治見市使用欄

多治見市物品購入・業務委託等競争入札参加資格審査申請変更届 提出書類一覧表

提出書類として、変更事項別に「○」印がある書類が必要となります。

1 個人事業者の場合

変更事項	①変更届	②商業・法人登記 現在又は履歴 事項全部証明書	③委任状	④代表者（受任者） の身分証明書	⑤完納証明書 （又は納税証明書）	⑥許可・登録証明書 （要する場合のみ）
商号・名称	○					
代表者	○			○	○	
所在地	○					
電話・FAX番号	○					
使用印	○					
業種追加	○					○

2 法人 本店（本社）登録の場合

変更事項	①変更届	②商業・法人登記 現在又は履歴 事項全部証明書	③委任状	④代表者（受任者） の身分証明書	⑤完納証明書 （又は納税証明書）	⑥許可・登録証明書 （要する場合のみ）
商号・名称	○	○				
代表者	○	○				
所在地	○	○				
電話・FAX番号	○					
使用印	○					
業種追加	○					○

3 法人 支店（支社、営業所）登録の場合

変更事項	①変更届	②商業・法人登記 現在又は履歴 事項全部証明書	③委任状	④代表者（受任者） の身分証明書	⑤完納証明書 （又は納税証明書）	⑥許可・登録証明書 （要する場合のみ）
商号・名称	○	○				
支店の名称	○		○			
本店の代表者	○	○	○			
支店の受任者	○		○	○		
本店の所在地	○	○				
支店の所在地	○					
電話・FAX番号	○					
使用印	○					
業種追加	○					○

4 登録店等の変更

変更事項	①変更届	②商業・法人登記 現在又は履歴 事項全部証明書	③委任状	④代表者（受任者） の身分証明書	⑤完納証明書 （又は納税証明書）	⑥許可・登録証明書 （要する場合のみ）
本店⇒支店	○		○	○	○	
支店⇒本店	○				○	
支店⇒他支店	○		○	○	○	
個人⇒法人	新規で登録してください。					
法人⇒個人	新規で登録してください。					

【提出書類について】

①変更届

- ・「多治見市物品購入・業務委託等競争入札参加資格審査申請変更届」
- ・任意の様式でも可

②商業・法人登記現在又は履歴事項全部証明書（以下「登記簿」という。）

- ・コピー可
- ・発行日が3ヶ月以内であること

③委任状【様式2】

④代表者（受任者）の身分証明書

- ・代表者（受任者）の本籍地で発行するもの
- ・コピー可
- ・発行日が3ヶ月以内であること
- ・代表者（受任者）が登記簿に取締役として記載されており、登記簿を同時に提出する場合は不要

5 完納証明書（市区町村税に滞納がないこと、未納がないこと証明するもの）

- ・登録する事業所がある市区町村税完納証明書
- ・市区町村で完納証明書が発行されない場合は、法人住民税及び固定資産税の直近の納税証明書でも可
- ・登録する事業所が開設して間もない場合で証明書が発行されない場合は、開設届の写し等を提出
- ・コピー可
- ・発行日が3ヶ月以内であること

⑥許可・登録証明書

- ・追加申請する事業が許可・登録等を要する場合のみ提出

【変更に関する認定について】

審査した結果、申請内容に問題がなければ、多治見市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に反映します。

変更に関する認定通知はいたしません。市ホームページに掲載の名簿にてご確認ください。

◎名簿反映時期（目安）・・・受付日の翌月～翌々月

委 任 状

年 月 日

多治見市長 様

私は次の者を受任者（入札、契約等にかかる代理人）と定め、令和 7 年 3 月 31 日までの認定期間において、多治見市との契約に関し下記事項の権限を委任します。

委 任 者
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
印

受 任 者
所 在 地
商号又は名称（支店等）
受任者職氏名
印

記

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する事項
- 3 契約の履行に関する事項
- 4 代金の請求及び受領に関する事項
- 5 復代理人選任に関する事項
- 6 その他前各号に付帯する一切に関する事項